

子ども・子育て支援事業計画の策定方針について

1 子ども・子育て支援の意義のポイント（国が示す基本方針）

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。こうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者の関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する关心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

2 策定に向けてのスケジュール（案）

10月	11月	12月	1月	2月	3月
○審議会	(○審議会)		○審議会		◎議会報告
府内ワーキングチームによる検討					
●	●	●	●	●	
方向性・数値目標等の設定					
計画書原案作成					
【関連審議】					
・児童減少地域の保育園のあり方検討					
・医療的ケア児支援方針の検討					
・病児病後児保育方針の検討					
・その他(児童虐待、待機児童、など)					

← 方向性・数値目標等の設定 →

← 計画書原案作成 →

← パブリックコメント募集 →

← 計画修正及び更正 → (公表)

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

- 満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず、家庭で子育てを行う家庭(子ども・子育ての利用希望)、学校教育+保育+放課後児童クラブ+子育て支援
- 満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず、家庭で子育てを行ふ家庭(子ども・子育ての利用希望)、保育+子育て支援
- 満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず、家庭で子育てを行ふ家庭(子ども・子育ての利用希望)、子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どもための教育・保育給付

- 小規模保育事業者
 - 緊密的保育事業者
 - 居宅訪問型保育事業者
 - 事業所内保育事業者
- 地域型保育給付
※の対象※
- (施設型給付・地域型保育給付は、早期・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業

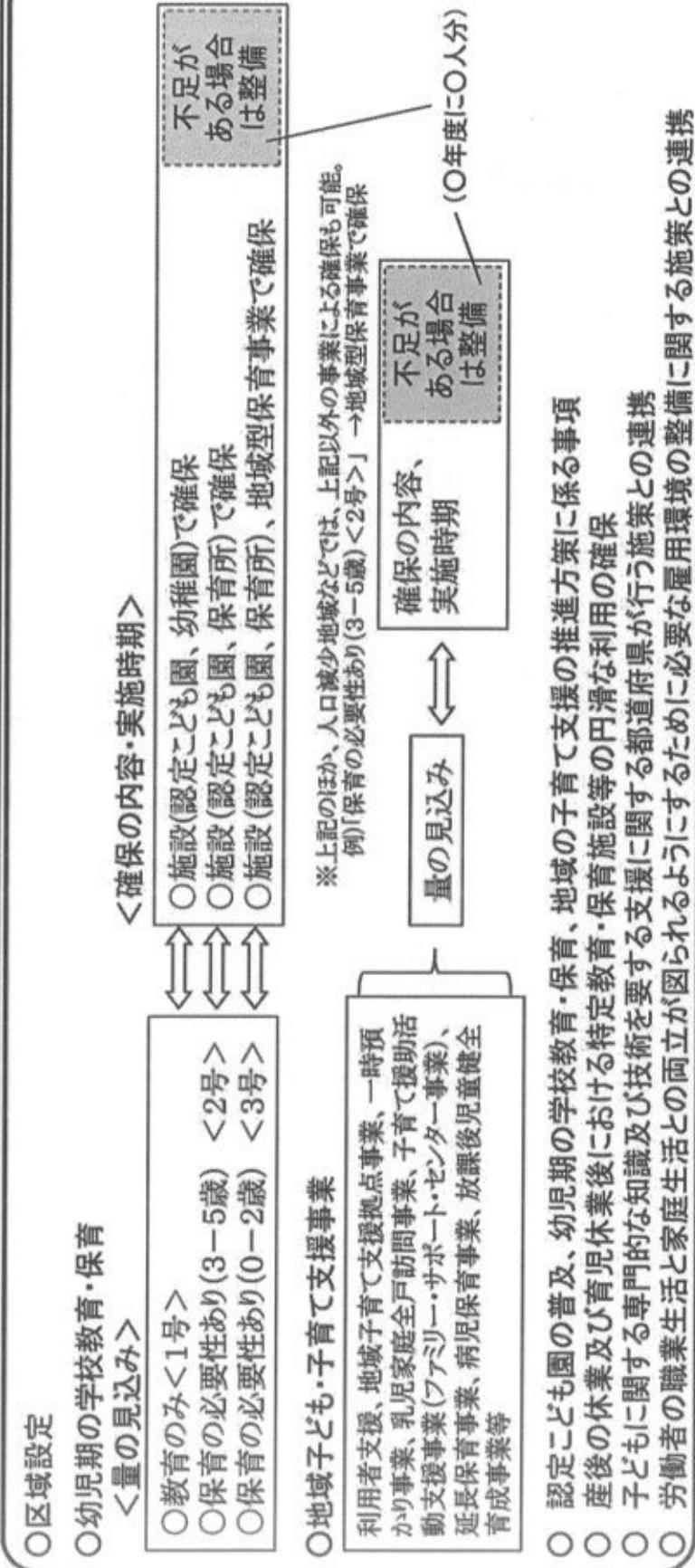
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 乳児家庭全戸訪問事業等

- 放課後
- 児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の基準を受けたもの

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント ー「量の見込み」、「確保の内容」「実施時期」
＜量の見込み＞
 - ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載（参考標準）。
 - 住民の利用希望の把握が前提。（子ども・子育て支援法第61条第4項）
 - ＜確保の内容・実施時期＞
 - ・幼児期の学校教育・保育について、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業による確保の状況を記載
 - ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。
(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備
 - ・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要



公立保育園の民営化に関する調査結果について

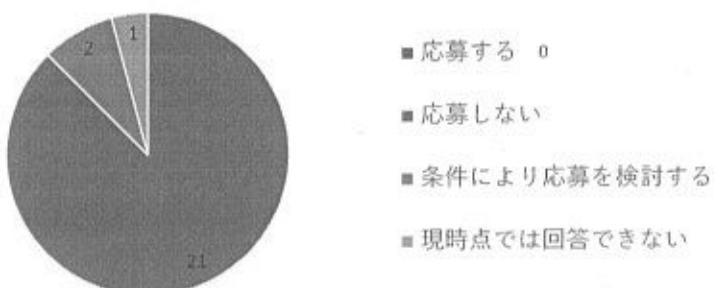
回答団体：24団体/34団体（令和元年8月7日現在）

単位：回答件数

問1 新山保育園の民営化を目的に募集を行った場合の対応について。【回答件数24件】

応募する	応募しない	条件により応募を検討する	現時点では回答できない
0	21	2	1

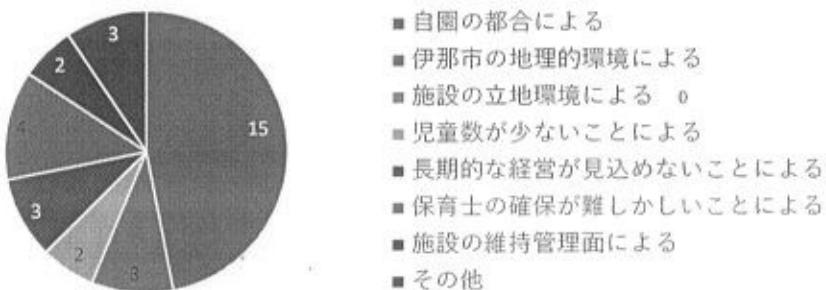
新山保育園の民営化を目的に募集を行った場合の対応について



問2 問1で応募しないとした理由は。（複数回答）【回答件数31件】

自園の都合による	伊那市の地理的環境による	施設の立地環境による	児童数が少ないとによる	長期的な経営が見込めないことによる	保育士の確保が難しかしいことによる	施設の維持管理面による	その他
15	3	0	2	3	4	2	3

問1で応募しないとした理由



問3 問1で条件により応募を検討するとした理由は。（複数回答）【回答件数6件】

公設民営の場合 は可能	民営移管の場合 は可能	施設及び土地の 譲渡条件により 検討	保育士の市から の派遣等による 確保	他の公立園と一 体的な移管又は 委託	その他
0	2	2	1	0	1

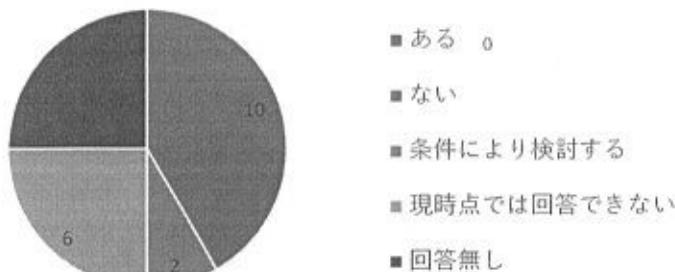
問1で条件により応募を検討するとした理由は



問4 市内公立保育園の民営化を行う場合、事業参入の希望について。【回答件数24件】

ある	ない	条件により検討する	現時点では回答できない	回答無し
0	10	2	6	6

市内公立保育園の民営化を行う場合、事業参入の希望について



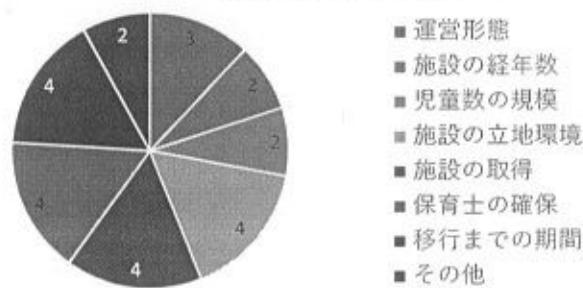
問5 問4で参入希望がある場合の施設はどこですか。

回答なし

問6 問4で事業参入する場合の条件について。（複数回答）【回答件数 25 件】

運営形態	施設の経年数	児童数の規模	施設の立地環境	施設の取得	保育士の確保	移行までの期間	その他
3	2	2	4	4	4	4	2

事業参入する場合の条件について



児童数減少地域の保育園のあり方について

今年度、保育園整備計画（後期計画）に示されている保育園の休廃園基準について、地域や市議会からの提言を受け、子ども子育て審議会の議題としてきました。

3回開催した審議会の中では、各委員の皆様から其々の立場で多面にわたる貴重な意見を頂き、考え方を共有してきたころです。

そこで、これまでの委員会の協議経過を踏まえ、現行の保育園整備計画（後期計画）に示されている考え方についての改正案を提案します。

<現行>

5 小規模保育園のあり方検討

(1) 施設整備基準（全体計画から転記）

【現状維持施設】

*入園率 8.5%（平均入園率）以上を確保でき、将来的にも施設維持が必要

【統廃合施設】

*入園率 5.0%を確保できているが、将来的に児童数の増加が見込まれず、関係地域の他施設と統合することにより効率的な運営が可能

【休廃園施設】

*入園率 5.0%以下または園児数 30 人以下であり、他施設への入園が可能

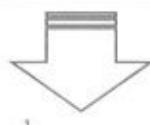
*1校1園体制が存続できない施設にあっては当面休園（経過措置 5 年）とし、大幅な児童数の増加がなければ廃園

(2) 小規模保育園における休廃園基準

園児数の減少傾向にあることは明らかであり、特に定員の少ない保育園においては、数人の減少が入園率に大きく影響しています。

地域の活動により休園から再開した新山保育園の例もあることから、単に施設整備基準だけで判断するのではなく、人口減少に歯止めをかける地域の動きや隣接する保育園との距離が相当程度あるなど、地域ごとの現状を考慮する中で検討し、対応していきます。

また、保育園のあり方として、地域の特殊性（他の園まで数キロ離れている等）や、保育園の運営方法（NPO・社会福祉法人等民間事業者）などについても検討していきます。



<改正案>

5 児童数減少地域の保育園のあり方の検討方針

(1) 検討を要する対象施設について

社会情勢や地域性を踏まえて推計した園児数が継続的に 20 人未満と見込まれる保育園は、将来に向けた保育園の在り方を検討し、方針を示すものとする。

※対象施設とする目安の考え方

- ・保育園設置認可の基準（平成 26 年改正）に示す利用定員が 20 人以上であること。
- ・3 歳児以降は、子どもの人数の多い集団の生活の中で育つことが発達段階として重要であることから、19 人以下の地域型保育園事業の対象を 3 歳未満児としていること。

(2) 具体的な検討内容について

地域の状況及び、行政運営など総合的な視点から、以下の項目について保育園のあり方を検討します。

- ① 地域ごとの保育ニーズに沿った保育事業の運営形態について
- ② 社会基盤等の整備状況と隣接保育施設の利用や連携について
- ③ 小中学校や地域との交流と連携の強化について
- ④ 繼続性のある効率的な保育運営について
- ⑤ 児童数に応じた保育内容について 等

(3) 地域の現状に即した子育て施策の展開について

検討内容を分析し、地域ごとの実情に合った子育て施策の展開を図ります。

- ① 地域型保育園事業（小規模保育園等）の運営
- ② 認定こども園制度の活用
- ③ ファミリーサポート事業や一時預かり事業等、在宅の子育て支援
- ④ 民間事業者等による運営への転換
- ⑤ 休園・廃園に伴う近隣施設と地域との連携強化 等

(4) 施策の進め方について

地域の住民・保護者等の意見を聞く中で、地域の社会的環境や施設の継続性を含め総合的な視点から、適当な施策の方針を示していきます。

児童数減少地域の保育園のあり方について

1 審議会審議の論点

- ①保育園整備計画に示されている保育園の休廃園基準について
 - ・児童減少地域では基準に縛られ、園存続の不安と園児確保の負担が大きい等の意見があることから廃止すべきか否か。
- ②児童数が減少する地域の保育の確保について
 - ・地域の現状や社会背景等の変化のほか、将来を見据えた保育施策の検討が必要ではないか。
- ③施策の検討を要する施設の選定と時期について
 - ・児童数など根拠となる目安の必要性とその設定について検討が必要ではないか。

2 今後の進め方

これまでの審議会での意見等を踏まえ、審議の論点ごと整理し基本的な方針を検討していきたい。

公立保育園運営経費

資料No. 3-2

(H30年度決算)

保育運営費	給与、賃金、賄材料費、消耗品費、光熱水費、備品購入費他	約 15億3,800万円
施設管理費	修繕費、損害保険、借地料、保守費、給食器機他	約 3,700万円
合 計		約 15億7,500万円

※高遠保育園建設等の臨時の経費は除きます。

※1園当たり年経費は、施設児童数や施設規模により異なります。

※児童1人当たり年経費は、年齢等により異なります。

※公立保育園の運営費は、保育料の他は、市の一般財源となります。

※私立施設の場合は、公定価格に基づく国(1/2)・県(1/4)・市(1/4)からの給付金及び保育料のほか市単独補助金等が主な運営経費になります。

保育園規模別運営経費

	30人規模	90人規模	150人規模
年間概算経費	約 3,500万円	約 8,400万円	約 1億700万円
児童1人当たり	約 120万円	約 90万円	約 70万円

※人件費はR元年度職員配置に基づく概算経費で試算しています。

※その他経費は、児童数当たり及び1園当たり平均経費で試算しています。

地域型保育事業の概要

市町村の認可事業として他の保育園・こども園等と連携しながら地域の子育てを維持確保します。教育・保育施設の最低利用定員は 20 人以上です。

◆ 小規模保育事業

事業主体：市町村、民間事業者等

保育実施場所等：保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員：6～19 人

◆ 家庭的保育事業

事業主体：市町村、民間事業者等

保育実施場所等：保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員：6～19 人

◆ 事業者内保育事業

事業主体：事業主等

保育実施場所等：事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする子ども

※企業主導型保育事業へ移行されています。

◆ 居宅訪問型保育事業

事業主体：市町村、民間事業者等

保育実施場所等：保育を必要とする子どもの居宅

地域型保育事業の認可基準

事業類型		職員数	職員資格	保育室等	給食
小規模 保育事業	A 型	保育所配置基準 + 1名	保育士	0.1 歳児 3.3 m ² /人	自園調理 (連携施設からの搬入可)
	B 型	保育所配置基準 + 1名	保育士 1/2 以上	2 歳児 1.98 m ² /人	
	C 型	0～2 歳児 3 : 1～5 : 2	家庭的保育者	0～2 歳児 3.3 m ² /人	
家庭的 保育事業		0～2 歳児 3 : 1～5 : 2	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	0～2 歳児 3.3 m ² /人	調理設備 調理員
事業所内 保育事業		定員 20 名以上：保育所の基準童謡 定員 19 人以下：A・B 型の基準と同様			
居宅訪問型 保育事業		0～2 歳児 1 : 1	研修を修了し保育士同等以上と認められる者	—	—

※3 歳児以降は、子どもの人数の多い集団の生活の中で育つことが発達段階として重要であることから、対象は原則として 3 歳未満児となり、保育園等の連携施設が必要とされています。

※家庭等の事情により特に必要と認められる場合は 3 歳以上児の受け入れも可能です。